

「安全管理者」選任時研修（第4回）
安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？
資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

主催：（一社）三田労働基準協会（幹事）
（一社）品川・（一社）大田・渋谷労働基準協会

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場（企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です）は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています（労働安全衛生法第11条）。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要（労働安全衛生規則第5条）となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

- 日時（2日間研修）（いずれも、会場の開場及び受付開始は9：00です）
1日目：2022年1月18日（火）9：20～17：00
2日目：2022年1月19日（水）9：20～12：50
- 会場 三田労働基準協会研修センター（裏面案内参照）
港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口（西口）徒歩8分）
- 研修科目 法令に定められた科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト：中災防発行）
- 修了証 全科目受講された方（遅刻見送不可）2日目の研修終了後交付します。
- 定員 20名（先着順）
（企業・団体等で一定数以上まとめる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 対象者 新たに安全管理者に選任される者 など
- 受講料（テキスト代・消費税込み）
会員 9,000円、それ以外の方 11,000円
- 申込方法等
①受講申込：裏面「申込書」により、（一社）三田労働基準協会にFax（03-3451-7692）して下さい。
②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします（申込書に必要事項を必ず記入して下さい）。受講料は、1月11日（火）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店	口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会	名義人住所：港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入して下さい（例：18 00カイヤ等）
③受講の取消：1月11日（火）までに取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
④受講者は研修当日、受講票を持参し受付にご提出ください。また、2日目には修了証受領のための認印をご持参下さい。
- 新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用にて出席をお願いします。また、感染症の状況によっては中止する場合があります。
問合先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会（三田・品川・大田・渋谷協会）の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

- 〔注〕1 安全管理者の選任が必要な工業的業種（事業場（場所単位）の規模は50人以上）＜安衛法施行令第3条参照＞
製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場、林業・鉱業
- 2 安全管理者の選任要件＜詳しくは労働安全衛生規則第5条、昭47,10,2告示138号＞
①大学・専修の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、③大学・専修の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、⑤7年以上の産業安全実務経験者 など